

報酬金の額を定める契約書

京都市（以下「甲」という。）及び弁護士法人大江橋法律事務所（以下「乙」という。）は、平成28年6月28日付けで締結した委任契約書第2条第2項の規定に基づき、次のとおり、報酬金の額について契約を締結する。

1 事件等の表示

事件名 損害賠償等請求控訴事件

相手方 住友重機械工業株式会社

裁判所 大阪高等裁判所

2 報酬金の額108,000,000円

(うち消費税及び地方消費税相当額8,000,000円)

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、各自1通を保有する。

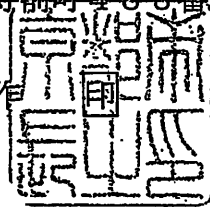
平成29年12月19日

甲（依頼者）

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町4-8-8番地

京都市

代表者 京都市長 門川大 作



乙（受任者）

大阪市北区中之島2-3-18

中之島フェスティバルタワー27階

弁護士法人大江橋法律事務所

代表社員 弁護士 國谷史朗



報酬金の額を定める契約書

京都市（以下「甲」という。）及び弁護士中井崇（以下「乙」という。）は、平成28年6月8日付けで締結した委任契約書第2条第2項の規定に基づき、次のとおり、報酬金の額について契約を締結する。

1 事件等の表示

事件名 損害賠償等請求控訴事件

相手方 住友重機械工業株式会社

裁判所 大阪高等裁判所

2 報酬金の額32,400,000円

（うち消費税及び地方消費税相当額2,400,000円）

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、各自1通を保有する。

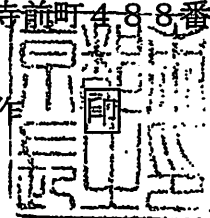
平成29年12月19日

甲（依頼者）

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市

代表者 京都市長 門川 大作



乙（受任弁護士）

大阪市北区中之島三丁目3番23号中之島ダイビル703号室

中之島中央法律事務所

弁護士 中井 崇

